

会費持口基準表

$$A \text{表口数} + B \text{表口数} + C \text{表口数} = \text{貴社の持口数}$$

A.資本金による口数(本社)

資本金	口数	金額
100万円未満	1口	4,500円
100万円以上	2口	9,000円
300万円以上	3口	13,500円
500万円以上	4口	18,000円
1,000万円以上	6口	27,000円
2,000万円以上	8口	36,000円
5,000万円以上	11口	49,500円
1億円以上	13口	58,500円
3億円以上	16口	72,000円
5億円以上	19口	85,500円
10億円以上	22口以上	99,000円以上

B.従業員数による口数

従業員数	口数	金額
10人未満	1口	4,500円
10人以上	2口	9,000円
30人以上	3口	13,500円
50人以上	4口	18,000円
100人以上	6口	27,000円
300人以上	8口	36,000円
500人以上	11口	49,500円
1,000人以上	14口	63,000円
2,000人以上	16口以上	72,000円以上

別表(支店・営業所・工場等)

資本金	口数	金額
1億円未満	2口	9,000円
1億円以上	3口	13,500円
10億円以上	4口	18,000円
50億円以上	6口	27,000円
100億円以上	8口	36,000円
200億円以上	16口以上	72,000円以上

C.役員・議員等による口数

区分	口数	金額
会 頭	208口	936,000円
副 会 頭	153口	688,500円
常 議 員	60口	270,000円
監 事	60口	270,000円
1 号 議 員	30口	135,000円
2 号 議 員	42口	189,000円
3 号 議 員	75口	337,500円
委 員 長	60口	270,000円
副 委 員 長	35口	157,500円
部 会 長	60口	270,000円
副 部 会 長	15口	67,500円

(注) 算定口数の出し方

- (1)一般会員は、A(資本金による口数)+B(従業員数による口数)=算定口数を原則としこれに諸般の事情を勘案して決定する場合がある。
- (2)個人企業はB表のみによって算定する。
- (3)本社、本店の場合の従業員数は、支店、出張所、営業所、分工場等を含めた全従業員数とする。
- (4)支店、出張所、営業所、分工場等の場合の資本金による会費基準は別表による。従業員については、支店等の従業員数による。
- (5)役員、議員、正副委員長、正副部長はA+B+C(役員、議員等による口数)=算定口数を原則とする。
- (6)役員、委員長、部長等重複する場合は高い方の持口のみを加算する。
- (7)増資及び従業員増の事業所は、次年度よりその増加後の資本金及び従業員数をもって持口を算定する。

所属部会一覧

- 機械金属
- エネルギー
- 観光
- 交通
- 理財
- 木工芸
- 食料品
- 繊維
- 料飲食
- 文化
- 建設
- 情報
- 化学
- 商業
- 車輛
- 印刷紙製品
- 菓子
- 団体関係